



# 賃金不払・遅配は 重大な法律違反です!



**賃金**は原則として

**通貨**で、**直接労働者**に、  
**全額**を、**毎月1回以上**、  
**一定期日**を定めて

**支払う必要があります!**



事業主は、最低賃金の適用を受ける労働者  
に対し、**最低賃金額以上**の  
**賃金**を支払う必要が  
**あります!** (労働契約で  
最低賃金額に達しない賃金を定めても、  
その部分について無効となります。)



**賃金不払・遅配**は**労使**の  
**合意**があっても**法律違反**です!

(賃金の不払等で重大又は悪質な事案は  
労働基準監督署が事業主及び責任者等を  
**書類送検**する場合があります。)



**労働者**の方々は、  
**賃金の遅配等**が発生したら  
**迷わず労働基準監督署へ**  
**相談**してください!



中野労働基準監督署 監督・安衛課 電話：0269 (22) 2105

〒383-0022 中野市中央 1 - 2 - 21

FAX：0269 (22) 2106